

世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例

1 主旨・経過

区民健康村は週末や夏冬休みを中心に予約がとりにくくなっている一方で、宿泊前日の 21 時以降の食事のキャンセル以外はキャンセル料を徴収しておらず、令和 7 年度は年間約 2,000 件のキャンセルのうち、利用日 2 日前以降の直前のキャンセルが約 260 件発生している状況にある。

そこで、区民健康村の宿泊利用にあたって一人でも多くの区民に利用いただけるよう、直前のキャンセルの抑止を目的としてキャンセル料を導入するため、令和 8 年第 3 回区議会定例会に世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例を提案する。

2 改正内容等

(1) キャンセル料の導入の目的

直前キャンセルの抑止のため、キャンセル料の徴収を行う。

(2) 導入時期

令和 9 年 4 月 1 日利用分より適用とする。(令和 8 年 10 月 1 日より予約可)

(3) キャンセル料

利用予定日の 3 日前以前	キャンセル料の徴収なし
利用予定日の 2 日前	宿泊施設の利用料の 3 割に相当する額
利用予定日の前日	宿泊施設の利用料の 5 割に相当する額
利用日当日（不泊を含む）	宿泊施設の利用料および食事料の全額

※施設運営上キャンセルの受付可能時間は 8 時～21 時

(4) キャンセル料免除の規定（条例施行規則にて規定）

施設都合や、災害、感染症の流行などの場合に支払いを免除することを規定する。

(5) 現在実施している直前キャンセル抑止の取組み

指定管理者である世田谷川場ふるさと公社より、予約者に対して宿泊予定の 2 週間程度前に利用の意思確認を行い、キャンセルの場合は、速やかなキャンセル待ち対応を実施。

3 新旧対照表 別紙のとおり

4 施行予定日 令和 8 年 10 月 1 日

5 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 9 月 第 3 回区議会定例会（条例改正議案）

10 月 改正条例の施行

10 月 区のおしらせ等で周知

令和 9 年 4 月 キャンセル料適用開始

【キャンセル料の例】

ふじやまビレジ 区民 大人 平日の場合 (料金は令和8年8月時点)

キャンセル連絡	キャンセル料	計算
宿泊2日前	930円	宿泊施設利用料3,100円の3割
前日	1,550円	宿泊施設利用料3,100円の5割
当日	5,250円	宿泊施設利用料3,100円と 夕食*食事料2,150円の全額

※朝食利用は2日目のため、宿泊当日までに連絡があればキャンセル料は適用されない。

世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区区民健康村条例 昭和60年11月30日条例第39号 改正 (略) (利用料金等) 第18条 利用者は、指定管理者に区民健康村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、別表第2に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。 3 利用料金及び第20条に規定するキャンセル料は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免) 第19条 指定管理者は、区長が特別の理由があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 <u>(キャンセル料)</u> <u>第20条 利用者は、その利用の申請を撤回するときは、速やかに指定管理者へ連絡し、別表第3に定めるキャンセル料を納付しなければならない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、キャンセル料の納付を免除することができる。</u> <u>2 利用者が、前項の規定による利用の申請の撤回をすることなく、当該承認に係る区民健康村の施設の利用をしなかったときは、当該施設の利用予定日の当日に同項の規定による撤回をしたものとみなす。</u> (委任) 第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	○世田谷区区民健康村条例 昭和60年11月30日条例第39号 改正 (略) (利用料金) 第18条 利用者は、指定管理者に区民健康村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。 2 利用料金の額は、別表第2に定める額を限度とし、指定管理者が区長の承認を得てこれを定めるものとする。 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。 (利用料金の減免) 第19条 指定管理者は、区長が特別の理由があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。 (委任) 第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

改正後			改正前
(略)			(略)
<u>附 則（令和 8 年10月 1 日条例●号）</u>			
<u>1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。</u>			
<u>2 この条例による改正後の第20条及び別表第 3 の規定は、施行日以</u>			
<u>後に利用の申請をした者の令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る申請</u>			
<u>の撤回について適用し、施行日前に利用の申請をした者の利用に係</u>			
<u>る申請の撤回及び施行日以後に利用の申請をした者の令和 9 年 4 月</u>			
<u>1 日前の利用に係る申請の撤回については、なお従前の例による。</u>			
(略)			
<u>別表第 3（第20条関係）</u>			
<u>区分</u>	<u>撤回した日</u>	<u>キャンセル料</u>	
<u>宿泊施設</u>	<u>利用予定日の 3 日以</u>	<u>0 円</u>	
	<u>上前</u>		
	<u>利用予定日の 2 日前</u>	<u>納付すべき利用料金の</u>	
	<u>まで</u>	<u>3 割に相当する額</u>	
	<u>利用予定日の 1 日前</u>	<u>納付すべき利用料金の</u>	
	<u>の、あらかじめ区長</u>	<u>5 割に相当する額</u>	
	<u>の承認を得て指定管</u>		
	<u>理者が定める時間ま</u>		
	<u>で</u>		
	<u>利用予定日の 1 日前</u>	<u>納付すべき利用料金の</u>	
	<u>の、あらかじめ区長</u>	<u>1 0 割に相当する額</u>	
	<u>の承認を得て指定管</u>		
	<u>理者が定める時間以</u>		
	<u>後</u>		
	<u>利用予定日の 1 日前</u>	<u>0 円</u>	
	<u>の、あらかじめ区長</u>		
	<u>の承認を得て指定管</u>		
<u>食事</u>	<u>理者が定める時間ま</u>		
	<u>で</u>		

改正後				改正前
		<u>利用予定日の 1 日前 の、あらかじめ区長 の承認を得て指定管 理者が定める時間以 後</u>	<u>納付すべき利用料金の 1 0 割に相当する額</u>	
<u>備考</u> <u>1 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</u>				